

電子提供措置の開始日:2026年5月21日

株主各位

第103回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

主要な事業内容

主要な拠点

従業員の状況

主要な借入先

社外役員に関する事項

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

＜ご参考＞コーポレートガバナンス

会計監査人の状況

剰余金の配当等の決定に関する基本方針

業務の適正を確保するための体制

第103期連結計算書類の

「連結持分変動計算書」「連結注記表」

第103期計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」

「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

会計監査人監査報告書（連結）

会計監査人監査報告書（個別）

監査役会監査報告書

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

株式会社 アイシン

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、自動車部品事業及びエナジーソリューション関連機器事業を主要な事業内容としております。

主要な拠点（2026年3月31日現在）

① 当社

名 称		所 在 地				
本 社		愛 知 県	刈 谷 市			
事 務 所	東 京 事 務 所	東 京 都	中 央 区			
工 場	安 城 工 場	愛 知 県	安 城 市			
	安 城 第 1 工 場	愛 知 県	安 城 市			
	安 城 第 2 工 場	愛 知 県	安 城 市			
	岡 崎 工 場	愛 知 県	岡 崎 市			
	岡 崎 電 子 工 場	愛 知 県	岡 崎 市			
	岡 崎 東 工 場	愛 知 県	岡 崎 市			
	小 川 工 場	愛 知 県	安 城 市			
	蒲 郡 工 場	愛 知 県	蒲 郡 市			
	吉 良 工 場	愛 知 県	西 尾 市			
	城 山 工 場	愛 知 県	西 尾 市			
	新 川 衣 浦 工 場	愛 知 県	碧 南 市			
	新 豊 工 場	愛 知 県	豊 田 市			
	田 原 工 場	愛 知 県	田 原 市			
	西 尾 機 関 工 場	愛 知 県	西 尾 市			
	西 尾 ダイ カ ス ト 工 場	愛 知 県	西 尾 市			
	半 田 工 場	愛 知 県	半 田 市			
	半 田 電 子 工 場	愛 知 県	半 田 市			
	藤 岡 工 場	愛 知 県	豊 田 市			

② 子会社

報告書「事業報告1 企業集団の現況に関する事項5 重要な子会社の状況」をご参照ください。

従業員の状況（2026年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
113,292名	1,157名減

（注） 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）を記載しております。

主要な借入先（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 期 末 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	133,712 百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	90,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	34,500

社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小林耕士氏の兼職先であるトヨタ自動車株式会社と当社との間に、製品販売等の取引関係があります。また、トヨタ自動車株式会社は当社の大株主であります。

② 社外役員に関する事項および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

(1) 社外取締役

氏 名	取 締 役 会 出 席 状 況 (出席率)	役 員 指 名 報 酬 審 議 会 出 席 状 況 (出席率)	期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
小 林 耕 士	14/14回 (100.0%)	—	自動車業界における企業経営者としての豊富な経験と見識を活かし、取締役会では、事業戦略、世界各国の自動車市場や規制等の動向、グループのガバナンス体制、人的資本、製品品質の向上等を中心に発言を行っています。
星 野 次 彦	16/16回 (100.0%)	5/5回 (100.0%)	財政・金融および法務・コンプライアンスに関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、資本政策、経営戦略、グループ会社ガバナンス体制、ステークホルダーとの対話等を中心に発言を行っています。また、役員指名報酬審議会の議長として、機関設計や体制、報酬施策のあり方等を中心に的確な助言を適宜行っています。
廣 田 康 人	13/13回 (100.0%)	4/4回 (100.0%)	他業界での長年にわたる経営で培った事業戦略をはじめとする経営全般に関する豊富な経験と見識を活かし、収益力、人的資本、資本市場との対話等を中心に発言を行っています。また、役員指名報酬審議会のメンバーとして、指名・報酬決定のプロセス全般に対し、的確な助言を適宜行っています。
達 脇 恵 子	13/13回 (100.0%)	4/4回 (100.0%)	ガバナンス、リスクマネジメント、サステナビリティに関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、サステナビリティ経営、グループ会社ガバナンス、情報開示等を中心に発言を行っています。また、役員指名報酬審議会のメンバーとして、取締役会が備えるべきスキル、世間動向を踏まえた指名・報酬のあり方等を中心に的確な助言を適宜行っています。

(注) 社外取締役小林耕士氏は、当社による自己株式の公開買付け（株式会社豊田自動織機が当社株式の応募を行う予定であるもの）に関し、特別利害関係人に該当するため、当該議案の審議および決議には参加していません。このため、同氏の取締役会の開催回数は、他の社外取締役と異なっております。

(2) 社外監査役

氏 名	出 席 状 況	
	取 締 役 会 （ 出 席 率 ）	監 査 役 会 （ 出 席 率 ）
上 田 純 子	15回/16回 (93.7%)	15回/15回 (100.0%)
柏 木 勝 広	15回/16回 (93.7%)	15回/15回 (100.0%)

各社外監査役は、各人がその豊富な経験・知識等から、当社の経営に関し適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額に限定する契約をそれぞれ締結しております。

役員等賠償責任保険契約の概要等

① 被保険者の範囲

当社および当社の子会社の役員。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が上記「被保険者の範囲」に記載の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社負担としています。

＜ご参考＞ コーポレートガバナンス

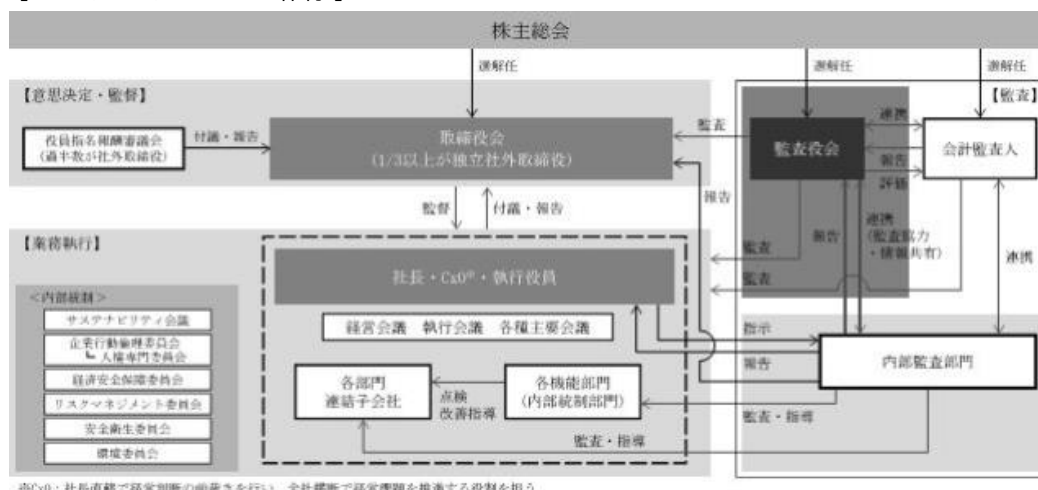
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本指針

当社は、グループ経営理念のもと、企業価値の最大化に向けてすべてのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長・発展していくことを目指しています。

その実現には、国際社会から信頼される企業市民として、公正で透明性の高い経営活動を展開することが重要であり、以下の基本方針を掲げ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

1. 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、地域社会等）と、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有したうえで、建設的な対話に努めます。

〔コーポレートガバナンス体制〕



当社は監査役制度のもと、取締役および執行役員の業務執行の監督強化を図っています。

- 取締役会**：当社および当社グループの経営に関わる重要事項の決議、業務執行の監督にあたっています。
- 監査役会**：取締役の職務執行を監査するとともに、各部門の業務執行状況を聴取し、経営や業務執行が適正なものであるかどうか検証しています。
- 各種委員会**：グループ主要12社が参画し、業務執行の適正化とリスク最小化に向けた基本方針の策定・展開、実効性のモニタリング等を行っています。
- 監査部**：当社および、すべての連結子会社を対象に内部監査を行っています。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は同監査法人との間に責任限定契約を締結しておりません。

3. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務（監査証明業務）の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 173百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 340百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績及び当期の報酬見積りの算出根拠の相当性について検証を行った結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、国際財務報告基準（I F R S）に関する情報提供サービス等についての対価を支払っております。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合の他、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 子会社における会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、在外子会社など一部の会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は中長期での安定的・継続的な株主配当を基本とし、持続的な成長に向けた成長投資に軸足を置きながら、機動的な自己株式取得により株主還元強化、資本効率の向上を図っています。

株主配当につきましては、安定的かつ継続的な利益還元及び資本効率の向上を実現することを目的として、2026年2月19日公表の中期経営計画において親会社所有者帰属持分配当率（DOE）を指標とした配当方針へ移行しております。本方針のもと、DOE3.0%水準を起点に、ROEの改善を背景として、2028年度に3.5%水準を目安に段階的に引き上げ、株主還元の充実を図っていく考えです。

当期の期末配当につきましては、業績の着実な積み上がりにより株主資本の充実が進んでいることを踏まえ、2026年4月28日の取締役会において、当社普通株式1株につき40円とし、支払開始日を2026年5月29日とすることを決議いたしました。なお、中間配当金を含めました当期の株主配当金は、1株につき70円となります。

また、資本効率の向上に向けて当期は自己株式取得として783億円を実施しており、配当金を合わせた総還元額は1,294億円、総還元性向は75.4%となります。



^{*}DOEのベースとなる「親会社の所有者に帰属する持分」は為替や市場環境による変動の大きい「その他の資本の構成要素」を除外した調整後の数値を使用

業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)の経営を統括する親会社として、当社グループの業務の適正を確保する体制を構築するため、以下のとおり、内部統制に関する基本方針を定めました。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針1】

- ①グループ共通の経営理念やサステナビリティ憲章に基づき、適法かつ公正な企業活動を推進する体制整備を行う。
- ②経営上の重要事項に関しては、経営会議にて総合的に審議のうえ、取締役会にて決議する。
- ③企業行動倫理委員会において、法令及び企業行動倫理遵守に向けた方針と体制について審議・決定する。
- ④取締役は、グループ共通のサステナビリティ憲章の精神の実現に自ら率先垂範のうえ、取り組むとともに、グループ全体のコンプライアンスの意識向上と徹底を図る。

【運用状況の概要】

- ①当社グループ共通の「アイシングループサステナビリティ憲章」で、アイシンとしてサステナビリティに向き合う基本姿勢を明確にするとともに、グループ全体としての推進体制を構築している。
- ②業務執行にあたっては、会議体への付議事項を定めた規程に基づき、取締役会及び組織横断的な各種会議体に適切に付議し、総合的に検討したうえで意思決定を行っている。取締役会では、(1)会社法に定められた事項、(2)定款に定められた事項、(3)株主総会の決議により委任された事項、(4)その他経営上の重要な事項を決議事項とし、(1)会社法に定められた事項、(2)事業の執行の状況、(3)その他取締役会が必要と認めた事項を報告事項として定めている。
- ③サステナビリティに関する活動の方向性を、社長を議長とし、本部長以上の役員及びグループ会社の社長で構成されるサステナビリティ会議で議論・決定し、取締役会・執行側の会議体で監督・進捗確認を行っている。これを受け、企業行動倫理委員会にてコンプライアンスに関する活動方針・体制を決定している。
- ④「アイシングループサステナビリティ憲章」に本憲章の実現が役員自らの役割であることを明記し、役員自らがコンプライアンスの重要性を発信し、社員の意識向上に努めている。また、コンプライアンス専門部署を設け、グループ全体のコンプライアンス活動を企画・推進させている。

2. 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針2】

- ①企業行動倫理に関するガイドの配布や法務教育・階層別教育等を通じて、従業員に対しコンプライアンスの徹底を図る。
- ②企業行動倫理相談窓口等を通じて、コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関し、情報の早期把握及び解決を図る。
- ③内部監査機能等による実地監査や、業務の適正性に関するモニタリングを行う。

【運用状況の概要】

- ①アイシングループの一人ひとりが「アイシングループサステナビリティ憲章」の精神を理解し、主体的に行動することをねらいとして「アイシングループ行動規範」を改定。日常業務と行動規範(コンプライアンス、人権、環境など)とのつながりや取るべき具体的行動を示しながら教育及び浸透活動を進めている。
- ②アイシングループ全体のコンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関しては、各社が設置する内部通報窓口の他、当社が外部に設置するグループ全体を対象とした通報窓口を通じて把握し、当該会社や当社関係部署により事実調査・対応改善・関係役員報告等、必要な措置を取っている。
- ③内部監査部門による、アイシングループ全体を対象としたリスクに応じた計画的な内部監査を実施している。

3. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【基本方針3】

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程並びに法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理させる。

【運用状況の概要】

- ①取締役会議事録及び全社会議体の報告資料、議事録等の情報を、関係規程並びに法令に基づき、適切に保存させている。
- ②機密管理を含めた情報セキュリティ全般に対して、アイシングループ全体を推進するための体制や仕組みを整備、教育を実施することで、情報セキュリティ強化に取り組ませている。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針4】

品質、安全、コンプライアンス、情報管理、環境、火災・自然災害等の各種リスクについて、それぞれ推進体制を整備し、基本的ルール、対応計画の策定を行うことにより、適切なリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】

リスクマネジメント委員会において、社内外の環境認識をふまえ、アイシングループ全体で取り組む「重点リスク」を特定。これらのリスク低減に向け、経済安全保障をはじめ各種委員会にてリスク最小化にむけた方針展開と対策を推進。また、経営に関する会議体において、事業・投資リスクの多面的な検討を行っている。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針5】

グループ経営方針に基づき、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。また、グループ各社の事業活動計画及び実績を把握し、会議体や機能部門からの情報展開を行うことにより、当社グループの情報を一元化し、各社の業務の効率性確保を図る。

【運用状況の概要】

- ①外部環境の変化による機会とリスクを踏まえて設定したマテリアリティに基づき、3ヵ年グループ経営方針を策定し、事業別・地域別・機能別の重点活動テーマとして具体化することで、一貫した方針管理を行っている。
- ②経営の意思決定と業務執行のさらなるスピード・レベルアップを目指し、執行体制における意思決定階層を削減し、本部長・センター長に権限委譲した。さらに、重点経営課題を全社組織横断して推進していく最高責任者として、執行役員からCx0を選任し、グループ全体を俯瞰した視点から社長を補佐する役割を担わせている。

6. 監査役の職務を補助する使用人への指示の実効性及び取締役からの独立性に関する事項

【基本方針6】

- ①監査役の職務を補助する専任部門を設置し、使用人を置く。
- ②監査役の職務を補助する使用人の人事については、事前に監査役の同意を得る。

【運用状況の概要】

- ①取締役の指揮命令から独立した監査役室を設置し、監査役を適切にサポートするため、専任スタッフを配置している。
- ②監査役室の専任スタッフの人事については、監査役の同意を得て行っている。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制

【基本方針7】

- ①取締役は主な業務執行について、適宜適切に監査役に報告する他、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は直ちに監査役に報告を行う。
- ②取締役、使用人は、監査役求めに応じ、定期的に、また随時事業の報告を行う。
上記の報告をした者については、当該報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないよう適切に対処する。

【運用状況の概要】

- ①取締役、執行役員、業務を執行する社員(以下総称して「取締役等」という)は、監査役に主な執行業務の進捗状況について定期的に報告している。また、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は適宜報告を行っている。
- ②取締役等は、業務執行状況や内部通報窓口への相談状況等について、定期的に報告を行っている。ま

た、当社及び当社グループ会社の取締役等は監査役の求めに応じ、定期的にまた随時事業の報告を行っている。

- ③グループ全体に適用される「内部通報者保護規程」を策定し、通報者が不利益な取り扱いを受けることがないように明記している。

8. その他監査役の当社グループに対する監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針8】

- ①取締役は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査、会計監査人との会合等の監査活動に積極的に協力する。
- ②内部監査機能は、監査役との連携を密にし、監査結果の情報共有を行う。
- ③監査役の職務執行に必要となる費用については、会社がこれを負担する。

【運用状況の概要】

- ①経営会議など重要会議への出席や重要文書の閲覧ができる体制整備、工場・子会社の実地監査、会計監査人との会合等の監査活動に協力している。また国内主要グループ会社監査役の監査活動にも同様に協力している。
- ②内部監査部門をはじめ内部統制部門・会計監査人・国内主要グループ会社監査役と定期的・随時情報交換を実施し、連携を強化している。またグループ監査役連絡会を通じ、グループ監査役との連携強化、及び監査の実効性を向上させている。
- ③監査役の職務執行に必要となる費用については、監査計画に従い年度予算を確保し、予定外で必要となった費用についても当社が負担している。

連結持分変動計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分							
	資 本 金	資本剰余金	自 己 株 式	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素				
				確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差	合 計
当 期 首 残 高	45,049	80,578	△84,621	—	370,982	34	73,381	444,397
当 期 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	11,243	97,260	37	63,984	172,526
当 期 包 括 利 益	—	—	—	11,243	97,260	37	63,984	172,526
超 イ ン フ レ による 調 整 額	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△78,420	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	15	404	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	82,376	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	△746	—	3	—	—	—	3
利益剰余金への振替	—	—	—	△11,247	△93,977	—	—	△105,224
所有者との取引額等計	—	△730	4,359	△11,243	△93,977	—	—	△105,221
当 期 末 残 高	45,049	79,847	△80,262	—	374,265	72	137,365	511,703

	親会社の所有者に帰属する持分		非 支 配 持 分	資 本 合 計
	利 益 剰 余 金	合 計		
当 期 首 残 高	1,491,859	1,977,263	256,001	2,233,265
当 期 利 益	171,697	171,697	30,628	202,326
その他の包括利益	—	172,526	20,842	193,369
当 期 包 括 利 益	171,697	344,224	51,471	395,696
超 イ ン フ レ による 調 整 額	2,691	2,691	—	2,691
自己株式の取得	—	△78,420	—	△78,420
自己株式の処分	—	419	—	419
自己株式の消却	△82,376	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	△44,862	△44,862	△11,890	△56,752
支配継続子会社に対する持分変動	—	△743	△57	△800
利益剰余金への振替	105,224	—	—	—
所有者との取引額等計	△22,013	△123,606	△11,948	△135,554
当 期 末 残 高	1,644,235	2,200,573	295,524	2,496,098

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社

186社

アイシン高丘株式会社
 豊生プレーキ工業株式会社
 株式会社アドヴィックス
 アイシンシロキ株式会社
 アイシン・ホールディングス・オブ・アメリカ株式会社
 アイシン・U. S. A. マニファクチャリング株式会社
 アイシン・ドライブレイン株式会社
 アイシン・オートモーティブ・キャスティング有限責任会社
 アイシン・オートモーティブ・キャスティング・テネシー株式会社
 アイシン・オートモーティブ・グアナフアト株式会社
 アイシン・ノースカロライナ株式会社
 アイシン・テキサス株式会社
 アイシン高丘メキシコ株式会社
 アドヴィックス・マニファクチャリング・オハイオ株式会社
 アドヴィックス・マニファクチャリング・インディアナ有限責任会社
 アドヴィックス・マニファクチャリング・メキシコ有限責任会社
 シロキ・ノースアメリカ株式会社
 フェノックス・ベンチャー・カンパニー第20号有限責任組合
 アイシン・リインシュアランス・アメリカ株式会社
 アイシン・ヨーロッパ株式会社
 アイシン・ヨーロッパ・マニファクチャリング・チェコ有限会社
 アイシン唐山歯輪有限責任会社
 アイシン（中国）投資有限会社
 アイシン蘇州自動車部品有限会社
 天津アイシン自動変速器有限会社
 アイシン天津自動車部品有限会社
 アドヴィックス（天津）自動車部品有限会社
 浙江吉利アイシン自動変速器有限会社
 广汽アイシン自動変速器有限会社
 アイシン・タイ・オートモーティブ・キャスティング株式会社
 アイシン・パワートレイン（タイランド）株式会社
 アイシン・インドネシア・オートモーティブ株式会社
 ATインドネシア株式会社
 トヨタ・アイシン・フィリピン株式会社
 アイシン・オートモーティブ・ハリヤナ・プライベートリミテッド
 ATインドネシア・オートパーツ・プライベートリミテッド
 アイシン・オートモーティブ有限会社 他149社

（注）アイシン化工株式会社は2025年4月1日付で当社を存続会社として経営統合したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社

14社

トヨタ・キルロスカ・オートパーツ株式会社

BIADS・インディア・プライベートリミテッド 他12社

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結計算書類の作成にあたり、決算日が当社と異なる子会社については、当社の連結決算日である3月31日に仮決算を実施した財務諸表を使用しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約の当事者となった取引日に金融資産を認識しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した額で当初測定しています。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法により測定しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動額をその他の包括利益として認識しています。

また、認識を中止した場合、その他の包括利益として認識していた累積損益について、負債性金融資産は純損益に、資本性金融資産は利益剰余金に振替えています。

なお、配当金については、純損益で認識しています。

(iii) 金融資産の減損

当社グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産及び償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失を、貸倒引当金として認識しています。

貸倒引当金は、報告期間の末日ごとに金融資産に係る予想信用損失を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、当社グループが客観的な情報に基づき、金融資産に関する信用リスクが当初認識以降に著しく増大していると判断した場合には、全期間の予想信用損失と同額で測定しています。信用リスクが著しく増大しているかどうかについては、金融資産のデフォルトリスクの変化に基づいて判断しています。

なお、営業債権に係る貸倒引当金については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

(iv) 認識の中止

金融資産は、投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、あるいは当該投資が譲渡され、当社グループが所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した時に認識を中止しています。

② デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをヘッジするために、為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ等を利用しています。また、仮想電力購入契約に基づき発電事業者との間で行うキャッシュ・フローの決済に関連してデリバティブを認識しています。これらのデリバティブの当初認識はデリバティブ契約を締結した日の公正価値で行い、当初認識後の再測定も公正価値で行っています。

ヘッジ会計を適用する取引については、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係及び種々のヘッジ取引の実施に係るリスク管理目的や戦略について文書化を行っています。また、ヘッジ開始時及びヘッジ期間中に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するために非常に有効であるかどうかについても継続的に評価を行っています。

ヘッジ会計を適用する取引については、以下のように分類し、会計処理を行っています。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益として認識しています。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しています。その他の資本の構成要素に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しています。取得原価は主として総平均法に基づいて算定され、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

(3) 有形固定資産の減価償却方法

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	3～10年
工具、器具及び備品	2～10年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合には会計上の見積変更として将来に向かって適用しています。

(4) 無形資産（のれんを除く）の償却方法

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア	3～10年
開発費	2～5年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合には会計上の見積変更として将来に向かって適用しています。

(5) 使用権資産の減価償却方法

リース開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり定期的に償却しています。

(6) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、減損テストを実施しています。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産並びに未だ使用可能でない無形資産については、毎年及び減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損テストを実施した結果、帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、純損益として減損損失を認識しています。

(7) 引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的義務を有し、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能である場合に引当金を認識しています。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しています。

製品保証引当金は、製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として残存保証期間のクレーム発生見積額を計上しています。

(8) 退職後給付

① 確定給付型制度

確定給付型制度は、確定拠出型制度以外の退職後給付制度です。確定給付型制度に関連する当社グループの純債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積み、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しています。制度資産の公正価値（必要な場合には、資産上限額の影響を考慮する）は当該算定結果から控除しています。

確定給付負債（資産）の純額に係る純利息費用は、確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じて算定し、従業員給付費用として計上しています。割引率は、当社グループの債務と概ね同じ満期日を有する優良社債の連結会計年度末時点の市場利回りを参照しています。

制度が改訂又は縮小された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付の増減による確定給付債務の現在価値の変動は、即時に純損益として認識しています。

当社グループは、確定給付型制度から生じるすべての再測定による調整額を即時にその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。

② 確定拠出型制度

確定拠出型制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的又は推定的義務を負わない退職後給付制度です。確定拠出型制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に純損益として認識しています。

(9) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

当社グループの各社の財務諸表は、その企業の機能通貨で作成しています。機能通貨以外の通貨（外貨）での取引については、取引日の為替レートで換算しています。

外貨建貨幣性項目は、連結会計年度末の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建非貨幣性項目は、取得原価で測定するものは取引日の為替レートで、公正価値で測定するものは当該公正価値の算定日の為替レートで機能通貨に換算しています。

換算又は決済により生じる為替換算差額は、純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定する資本性金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しています。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、連結会計年度末の為替レートで日本円に換算しています。収益及び費用は、超インフレ経済下にある在外営業活動体を除き、期中平均為替レートで日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体を処分した場合には、その累積換算差額は処分した期間の純損益として認識しています。

(10) 収益

当社グループは、IFRS第16号「リース」に基づくリース料収入等を除く顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づいて収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の完成車メーカーを顧客としています。当社グループでは、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、また、IFRS第15号で示されている支配の移転に関する指標を総合的に考慮した結果、自動車部品事業においては、原則として顧客が製品を検収した時点、又は顧客が手配した運送業者に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。収益は、値引き等の事後的な価格調整を考慮した後の顧客との契約において約束された対価で測定しています。仮単価により取引を行う場合は、変動対価として、最頻値法等を用いて適切な方法で見積っています。なお、製品販売の対価は、顧客が製品を検収した時点から概ね3ヶ月以内に回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産について、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、減損の兆候があるものとして、その資産又は資金生成単位の回収可能価額を見積っています。回収可能価額の見積りには、資産の残存耐用年数や将来のキャッシュ・フローの予想、割引率等の前提条件を使用しています。将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、当該期間の売上予測及びコスト削減計画に基づいています。減損の兆候が存在する場合は減損テストを実施し、帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、純損益として減損損失を認識しています。

当社グループは、減損の兆候及び減損損失の認識に関する判断、及び回収可能価額の見積りは合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により非金融資産の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

当連結会計年度に連結損益計算書に計上した減損損失の金額は、15,233百万円です。

2. 品質保証に係る債務

品質保証に係る債務には、将来発生することが見込まれる製品保証に関連する費用に対する製品保証引当金と、完成車メーカー等の顧客が決定したりコール等の市場処置に係る未払費用があります。

製品保証に関連する費用は、製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用及び完成車メーカー等の顧客が決定したりコール等による市場処置に対する費用が含まれています。

製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用の将来の発生見込額は、過去一定期間の販売実績、製品保証費用を計算の基礎として見積り計上します。

完成車メーカー等の顧客が決定したりコール等による市場処置に対する費用の将来の発生見込額は「市場処置費用の支払実績累計額」、「市場処置実績対象期間売上」、「市場処置費用の発生が見込まれる売上」を計算の基礎とします。「市場処置費用の支払実績累計額」は期間ごとに新しいデータに基づき評価され、販売期間ごとに10年間に分けて管理しています。「市場処置実績対象期間売上」は、「市場処置費用の支払実績累計額」に含まれる市場処置費用が発生する可能性がある期間の売上収益を、過去の発生実績に基づく発生率を反映して調整したものです。「市場処置費用の発生が見込まれる売上」は、将来、市場処置費用が発生する可能性がある期間の売上収益を、販売期間ごとに過去の発生実績に基づく発生率を反映して調整したものです。将来の発生見込額は「市場処置費用の支払実績累計額」を「市場処置実績対象期間売上」で除し、「市場処置費用の発生が見込まれる売上」で乗じて算出しています。

ただし、製品のリコール等による市場処置については、その性質や規模に応じて適切と判断された場合に、個別に見積る方法で算定しており、その未払費用は、完成車メーカー等の顧客のリコール等の決定に基づき、対象となる台数、台当たりの修理費用、処置率、顧客との責任割合等の仮定を勘案し、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しています。

当社グループは、これらの費用の算出に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、実際の費用が見積りと異なり、結果として製品保証引当金や未払費用の追加計上又は戻入れが必要となる可能性があります。

当連結会計年度に連結財政状態計算書に計上した引当金のうち、リコール等の市場処置に係る製品保証引当金の金額は23,161百万円です。また、当連結会計年度に連結財政状態計算書に計上した営業債務及びその他の債務のうち、リコール等の市場処置に係る未払費用の金額は、78,014百万円です。

3. 確定給付債務の測定

確定給付債務の現在価値は、割引率、昇給率、退職率、死亡率等の前提条件を使用した年金数理計算により算定しています。特に、割引率は重要な前提条件であり、当社グループの債務と概ね同じ満期日を有する優良社債の連結会計年度末時点の市場利回りを参照しています。

当社グループは、確定給付債務の算定に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、前提条件と実際の結果が異なる場合、又は前提条件に変化がある場合には、結果として当社グループの確定給付債務の評価額に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度に連結財政状態計算書に計上した退職給付に係る負債の金額は、187,026百万円です。

4. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、それらを回収できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識し、繰延税金負債は、原則として将来加算一時差異について認識しています。将来の課税所得については、売上予測及びコスト削減計画など、決算日までに入手し得る情報に基づき、最善の見積りを行っています。なお、繰延税金資産は每期見直され、税務便益の実現が見込めないと判断される部分については減額しています。

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり実施している見積りは合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により繰延税金資産の回収可能性の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で繰延税金資産を減額する可能性があります。

当連結会計年度に連結財政状態計算書に計上した繰延税金資産の金額は、86,646百万円です。

5. 金融商品の公正価値

特定の資産及び負債の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき決定しています。公正価値の測定には、入手可能な場合は、活発な市場における公表価格、又は観察可能なインプットを使用します。入手できない場合は、市場参加者が資産又は負債の価格を決定するうえで使用している前提条件についての当社グループの判断を反映した観察不能なインプットを使用しており、インプットの算定は、当社グループ自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき実施しています。

当社グループは、金融商品の公正価値の評価は合理的であると判断しています。ただし、これらの評価には不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により金融商品の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として公正価値評価額が変動する可能性があります。

当連結会計年度に連結財政状態計算書に計上した公正価値で測定する金融資産の金額は688,592百万円、公正価値で測定する金融負債の金額は26,723百万円です。

Ⅲ. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度より、完成車メーカー等の顧客が決定したりコール等の市場処置費用について、従来採用していた個別に見積る方法と、製品販売時に包括的に製品保証引当金を見積る方法を併用する方法から、性質及び規模により個別見積りがより適切と判断される一部の場合を除き、製品販売時に包括的に製品保証引当金を見積る方法へ変更しています。これは、基礎となる過去の実績データが十分に蓄積された結果、原則として包括的な計算により市場処置費用に関連する費用について合理的な見積りが可能となったためです。当該見積り方法の変更によって、当連結会計年度末において、製品保証引当金が5,862百万円減少しています。当該減少額は販売費及び一般管理費に含まれています。

Ⅳ. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	2,727百万円
その他の金融資産（流動資産）	350百万円
その他の金融資産（非流動資産）	225百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

3,679,217百万円

3. コミットメントライン契約関係

当社グループは、機動的な運転資金確保のため、取引銀行9行とコミットメントライン契約を締結しています。

コミットメントラインの総額	360,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	360,000百万円

V. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

759,023,902株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年4月25日 取締役会	普通株式	22,729	30	2025年3月31日	2025年5月29日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	22,132	30	2025年9月30日	2025年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	28,982	40	2026年3月31日	2026年5月29日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループの資本管理については、「財務の安全性」と「資本の効率性」のバランスをとりながら、企業価値の向上を目指すことを基本方針とし、主な資本管理指標としてキャピタリゼーション比率（注）を用いています。

「財務の安全性」については、格付機関による評価をひとつの目安とし、長期借入債務に対しての高い信用格付けを維持することにより、低コストでの外部資金調達が可能になるよう努めています。

一方、「資本の効率性」については、上記格付けが維持できる範囲で、負債による資金調達を優先し、資本の規模を抑制することで、全体の資本コストの低減を図っています。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
キャピタリゼーション比率（注）	19.5%	18.0%

(注) キャピタリゼーション比率は有利子負債／（有利子負債＋資本）の算式となり、劣後特約付社債及び劣後特約付借入について、格付会社から資本性を認められた有利子負債は資本とみなして算出しています。

(2) 財務リスクの管理

当社グループは事業活動を行ううえで、様々な財務リスクにさらされており、当該リスクを回避又は低減するため、一定の方針に基づくリスク管理を行っています。デリバティブ取引は、これらのリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

① 信用リスク

営業債権である売掛金、受取手形及び電子記録債権は取引先の信用リスクにさらされています。

当社グループは、社内業務規程である売掛金管理要領に従い、営業債権については経理部門及び各営業部門において取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要取引先の信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

営業債権は、主にトヨタ自動車㈱及びそのグループ会社に対するものであり、その信用力は高く信用リスクは限定的です。

保有する債券等については、社内業務規程である資金運用要領に従い、信用格付の高いもののみに限定しています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引金融機関の信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額になります。

② 市場リスク

(i) 為替リスク

当社グループはグローバルに事業展開をしているため外貨建ての取引を行っており、発生した外貨建金銭債権債務は、為替変動リスクにさらされています。

当社グループは、通貨別に把握された為替変動のリスクを軽減するため、デリバティブ取扱要領に従い、為替予約、通貨スワップ、通貨オプションを利用してヘッジをしています。

(ii) 金利リスク

変動金利の借入金、金利変動リスクにさらされています。

当社グループは、当該金利変動リスクを軽減するために、原則として借入金に係る支払金利の変動リスクに対して、金利スワップを利用してヘッジしています。

また、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件は一致しており、ヘッジ対象の数量とヘッジ手段の数量が原則として1対1の関係になるよう設定しています。

なお、支払金利の変動が当社グループの損益に与える影響は軽微です。

(iii) 資本性金融商品の価格変動リスク

当社グループは、事業上の関係等を有する企業の上場株式を保有しており、資本性金融商品の価格変動リスクにさらされています。当社グループは、上場株式の公正価値の変動状況を継続的にモニタリングしています。

(iv) その他の金融資産の価格変動リスク

当社グループの製品の製造に使用するエネルギーの価格は、価格変動リスクにさらされています。当社グループは、エネルギー価格変動のリスクを回避するために仮想電力購入契約を行っています。

③ 流動性リスク

当社グループは、借入金及び社債により資金調達をしていますが、資金調達環境の悪化等により支払期日にその支払いができなくなるリスクにさらされています。

当社グループは定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元資金とコミットメントライン契約等により、適切な手元流動性を確保することで流動性リスクを管理しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値

① 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法を用いて測定した公正価値

② 公正価値の測定方法

(i) 現金及び現金同等物、定期預金（預入期間が3ヶ月超）、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

短期間で決済されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額によっています。

(ii) 社債及び借入金

社債は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものはその将来キャッシュ・フローを新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しています。

短期借入金は、短期間で返済されるため、公正価値と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しています。

(iii) その他の金融資産、その他の金融負債

上場株式は、連結会計年度末の市場価格によって算定しています。

非上場株式及び出資金は、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産に基づく評価技法等適切な評価技法を用いて測定した価格により算定しています。なお、重要な観察不能なインプットである非流動性ディスカウントは30%としています。これらの公正価値の測定は社内規程等に従い投資部門より独立した管理部門が実施しており、当該測定結果について適切な権限者が承認しています。

債券等は、取引所の価格、観察可能な市場データに基づいて取引金融機関から提供された価格、修正簿価純資産に基づき算定しています。

為替予約、金利スワップ及び通貨スワップの公正価値は、観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用しています。

仮想電力購入契約の公正価値は、再生可能エネルギーの予想市場価格及び再生可能エネルギー発電設備の予想発電量の仮定に基づいて割引キャッシュ・フロー法を用いて算定しています。

③ 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。

なお、現金及び現金同等物、定期預金（預入期間が3ヶ月超）、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については公正価値と帳簿価額が近似しているため含んでいません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
社債	140,000	130,382
借入金	481,277	456,912

(注) 償却原価で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーはレベル2です。

④ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
公正価値で測定する金融資産				
株 式	560,823	－	98,604	659,427
出 資 金	－	－	5,960	5,960
債 券 等	－	16,331	5,327	21,659
デ リ バ テ ィ ブ 資 産	－	450	1,093	1,544
合 計	560,823	16,782	110,986	688,592
公正価値で測定する金融負債				
デ リ バ テ ィ ブ 負 債	－	26,723	－	26,723
合 計	－	26,723	－	26,723

VII. 収益の注記

1. 収益の分解

当社グループは主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の完成車メーカーを顧客としています。

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているもので、「日本」、「北米」、「欧州」、「中国」、「アセアン・インド」の5つを報告セグメントとしています。

当社グループの行う主な事業は、自動車部品事業及びエナジーソリューション関連事業です。連結売上収益の大部分を占める自動車部品事業については、売上収益を顧客グループ別に分解しています。

これらの分解した収益と各報告セグメントの売上収益との関連は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト					そ の 他	合 計
	日 本	北 米	欧 州	中 国	アセアン・インド		
トヨタグループ	1,804,482	1,019,618	39,447	293,197	374,797	36,413	3,567,956
O E M ・ そ の 他	604,233	154,700	229,188	266,243	166,132	3,048	1,423,546
自動車部品事業 計	2,408,715	1,174,319	268,636	559,440	540,929	39,461	4,991,503
エナジーソリューション関連・その他	109,338	6,923	36	6,633	3,329	－	126,260
合 計	2,518,054	1,181,242	268,672	566,074	544,258	39,461	5,117,764
顧客との契約から認識した収益	2,501,578	1,181,117	268,645	566,074	544,258	39,461	5,101,137
その他の源泉から認識した収益	16,475	125	26	－	－	－	16,626

(注1) 外部顧客への売上収益で表示しています。

(注2) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース料収入等が含まれており、主に自動車部品事業に含まれています。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (10) 収益」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度末残高
顧客との契約から生じた債権	698,591	742,044
契約負債	7,019	4,235

(注1) 契約負債は主に顧客からの前受金に関するものであり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、取り崩されます。当連結会計年度期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、すべて当連結会計年度中に収益認識しています。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(注2) 契約負債は、連結財政状態計算書の「その他の流動負債」に含まれています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,037円06銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 232円64銭 |

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却)

当社は、2026年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項及び、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」という。）を行うことを決議するとともに、同法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、2026年2月19日公表の2028年中期経営計画において、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けて、成長領域での事業拡大と資本効率の向上を図る方針を掲げています。

本自己株式取得は上記の方針に則り、資本効率を向上させ、企業価値を高めることを目的に行うものであり、今後においても財務安全性と資本効率性のバランスや将来の投資動向等を勘案し、安定・継続的な株主配当及び機動的な自己株式取得を通じて株主還元を強化します。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|--|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 65,000,000株（上限）（注1）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合9.0％） |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 1,000億円（上限）（注1） |
| ④ 取得期間 | 2026年4月30日～2027年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付け、自己株式立会外取引
（ToSTNeT-3）及び自己株式の公開買付け |
| ⑥ その他 | 本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任します。ただし、自己株式の公開買付けの方法による本自己株式取得を除きます。 |

（注1）「取得し得る株式の総数」及び「株式の取得価額の総額」は下記（3）本公開買付けの概要に記載分を含みます。

（注2）市場動向により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

(3) 本公開買付けの概要

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 買付予定数 | 23,239,327株（上限） |
| ② 公開買付開始公告日 | 2026年4月30日 |
| ③ 買付け等の期間 | 2026年4月30日～2026年6月1日 |
| ④ 買付け等の価格 | 普通株式1株につき、1,986円 |
| ⑤ 取得価額の総額 | 461億円 |
| ⑥ 決済の開始日 | 2026年6月23日 |

(4) 自己株式の消却に係る事項の内容

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却する株式の総数 | 33,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合：4.3%） |
| ③ 消却予定日 | 2026年5月29日 |

計算書類

貸借対照表（2026年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	当 期	（ご参考） 前 期	科 目	当 期	（ご参考） 前 期
〔資 産 の 部〕			〔負 債 の 部〕		
流 動 資 産	1,169,289	1,040,788	流 動 負 債	808,466	820,476
現金及び預金	303,431	197,061	電子記録債務	38,974	66,710
受取手形	0	7	買掛金	198,411	201,427
電子記録債権	39,217	37,924	短期借入金	37,100	62,500
売掛金	430,173	427,045	未払金	20,380	28,892
有価証券	26,861	6,995	未払費用	178,462	182,567
商品及び製品	42,799	36,528	未払法人税等	29,352	—
仕掛品	83,526	80,217	預り金	230,956	229,885
原材料及び貯蔵品	16,192	10,817	製品保証引当金	33,524	40,123
未収還付法人税等	—	8,358	子会社損失引当金	3,248	2,126
その他	228,660	242,382	その他	38,054	6,242
貸倒引当金	△1,572	△6,549	固 定 負 債	698,505	701,876
固 定 資 産	1,511,528	1,545,469	社 債	120,000	140,000
有形固定資産	355,546	353,105	長期借入金	388,100	380,700
建物	109,325	109,215	繰延税金負債	13,542	13,542
構築物	10,875	10,965	退職給付引当金	153,359	147,056
機械及び装置	105,241	98,734	その他	23,503	20,576
車両運搬具	1,506	1,277	負 債 合 計	1,506,971	1,522,352
工具、器具及び備品	14,316	11,506	〔純資産の部〕		
土地	85,489	84,889	株 主 資 本	847,482	746,695
リース資産	2,558	1,728	資 本 金	45,049	45,049
建設仮勘定	26,233	34,788	資 本 剰 余 金	62,926	62,926
無形固定資産	16,739	20,311	資 本 準 備 金	62,926	62,926
ソフトウェア	15,167	15,749	利 益 剰 余 金	819,729	723,328
その他	1,572	4,561	利 益 準 備 金	10,285	10,285
投資その他の資産	1,139,241	1,172,052	その他利益剰余金	809,444	713,043
投資有価証券	24,603	121,975	固定資産圧縮積立金	2,012	1,263
関係会社株式	772,466	672,880	特別勘定積立金	124	1,132
長期貸付金	270,576	299,268	別 途 積 立 金	112,500	112,500
前払年金費用	8,074	2,316	繰越利益剰余金	694,806	598,146
その他	75,399	81,593	自 己 株 式	△80,222	△84,608
貸倒引当金	△11,878	△5,982	評価・換算差額等	326,364	317,210
資 産 合 計	2,680,818	2,586,258	その他有価証券評価差額金	326,364	317,210
			純 資 産 合 計	1,173,846	1,063,905
			負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,680,818	2,586,258

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	当 期	（ご参考）前期
売 上 高	2,479,761	2,431,018
売 上 原 価	2,269,808	2,215,335
売 上 総 利 益	209,952	215,682
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	180,224	190,191
営 業 利 益	29,727	25,491
営 業 外 収 益	125,305	112,916
受 取 利 息 及 び 配 当 金	98,282	83,072
そ の 他	27,022	29,844
営 業 外 費 用	35,247	32,519
支 払 利 息	5,660	3,941
そ の 他	29,586	28,577
経 常 利 益	119,785	105,888
特 別 利 益	137,049	—
投 資 有 価 証 券 売 却 益	137,049	—
税 引 前 当 期 純 利 益	256,834	105,888
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	35,100	8,800
法 人 税 等 調 整 額	△1,876	△655
当 期 純 利 益	223,611	97,744

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金					
		資本 準備金	利益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
				固定資産 圧縮積立金	特別勘定 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	45,049	62,926	10,285	1,263	1,132	112,500	598,146	723,328
当 期 変 動 額								
積立金繰入	—	—	—	806	—	—	△806	—
積立金取崩	—	—	—	△57	△1,007	—	1,065	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△44,862	△44,862
当期純利益	—	—	—	—	—	—	223,611	223,611
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	15	15
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	△82,363	△82,363
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	749	△1,007	—	96,659	96,400
当 期 末 残 高	45,049	62,926	10,285	2,012	124	112,500	694,806	819,729

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△84,608	746,695	317,210	317,210	1,063,905
当 期 変 動 額					
積立金繰入	—	—	—	—	—
積立金取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△44,862	—	—	△44,862
当期純利益	—	223,611	—	—	223,611
自己株式の取得	△78,381	△78,381	—	—	△78,381
自己株式の処分	404	419	—	—	419
自己株式の消却	82,363	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	9,154	9,154	9,154
当 期 変 動 額 合 計	4,386	100,787	9,154	9,154	109,941
当 期 末 残 高	△80,222	847,482	326,364	326,364	1,173,846

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

2. デリバティブは、時価法により評価しています。

3. 棚卸資産は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。

4. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---|----------------|
| (1) 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法により計上しています。 |
| (2) 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法により計上しています。 |
| (3) リース資産 | |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法により計上しています。 | |

5. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基本として総合的に勘案し、また、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

6. 製品保証引当金は、製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用の支出に備えるため、残存保証期間のクレーム発生見積額を、過去の実績を基礎にして会社計上基準により計上しています。

7. 子会社損失引当金は、子会社における他の子会社からの借入金債務に対して財務状況に関する監督責任を有しているため、当該子会社の財務状況等を個別的に勘案し、損失見込額を計上しています。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

9. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づいて収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の完成車メーカーを顧客としています。当社では、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、支配の移転に関する指標を総合的に考慮した結果、自動車部品事業においては、原則として顧客が製品を検収した時点、又は顧客が手配した運送業者に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。収益は、値引き等の事後的な価格調整を考慮した後の顧客との契約において約束された対価で測定しています。仮単価により取引を行う場合は、変動対価として、最頻値法等を用いて適切な方法で見積っています。なお、製品販売の対価は、顧客が製品を検収した時点から概ね3ヶ月以内に回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

10. ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ法を採用しています。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

11. グループ通算制度を適用しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 関係会社株式の評価

関係会社株式の評価について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しています。回復可能性は、売上予測及びコスト削減計画など、決算日までに入手し得る情報に基づき、最善の見積りを行っています。将来の市場動向、事業活動の状況及びその他前提条件に大きな変化が発生した場合、この見積りに影響を及ぼし、株式の減損処理が必要となる可能性があります。

当事業年度に貸借対照表に計上した関係会社株式の金額は、772,466百万円です。

2. 品質保証に係る債務

品質保証に係る債務には、将来発生することが見込まれる製品保証に関連する費用に対する製品保証引当金と、完成車メーカー等の顧客が決定したリコール等の市場処置に係る未払費用があります。

製品保証に関連する費用は、製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用及び完成車メーカー等の顧客が決定したリコール等による市場処置に対する費用が含まれています。

製品の品質保証期間内に発生するクレームに対する費用の将来の発生見込額は、過去一定期間の販売実績、製品保証費用を計算の基礎として見積り計上します。

完成車メーカー等の顧客が決定したリコール等による市場処置に対する費用の将来の発生見込額は「市場処置費用の支払実績累計額」、「市場処置実績対象期間売上」、「市場処置費用の発生が見込まれる売上」を計算の基礎とします。「市場処置費用の支払実績累計額」は期間ごとに新しいデータに基づき評価され、販売期間ごとに10年間に分けて管理しています。「市場処置実績対象期間売上」は、「市場処置費用の支払実績累計額」に含まれる市場処置費用が発生する可能性がある期間の売上収益を、過去の発生実績に基づく発生率を反映して調整したものです。「市場処置費用の発生が見込まれる売上」は、将来、市場処置費用が発生する可能性がある期間の売上収益を、販売期間ごとに過去の発生実績に基づく発生率を反映して調整したものです。将来の発生見込額は「市場処置費用の支払実績累計額」を「市場処置実績対象期間売上」で除し、「市場処置費用の発生が見込まれる売上」で乗じて算出しています。

ただし、製品のリコール等による市場処置については、その性質や規模に応じて適切と判断された場合に、個別に見積る方法で算定しており、その未払費用は、完成車メーカー等の顧客のリコール等の決定に基づき、対象となる台数、台当たりの修理費用、処置率、顧客との責任割合等の仮定を勘案し、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しています。

当社は、これらの費用の算出に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しています。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、実際の費用が見積りと異なり、結果として製品保証引当金や未払費用の追加計上又は戻入れが必要となる可能性があります。

当事業年度に貸借対照表に計上した製品保証引当金のうち、リコール等の市場処置に係る製品保証引当金の金額は23,161百万円です。また、当事業年度に貸借対照表に計上した未払費用のうち、リコール等の市場処置に係る未払費用の金額は、52,911百万円です。

III. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度より、完成車メーカー等の顧客が決定したリコール等の市場処置費用について、従来採用していた個別に見積る方法と、製品販売時に包括的に製品保証引当金を見積る方法を併用する方法から、性質及び規模により個別見積りがより適切と判断される一部の場合を除き、製品販売時に包括的に製品保証引当金を見積る方法へ変更しています。これは、基礎となる過去の実績データが十分に蓄積された結果、原則として包括的な計算により市場処置費用に関連する費用について合理的な見積りが可能となったためです。当該見積り方法の変更によって、当事業年度末において、製品保証引当金が5,862百万円減少しています。当該減少額は販売費及び一般管理費に含まれています。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	532,734百万円
2. 関係会社に対する長期金銭債権	270,556百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	352,803百万円
4. 関係会社に対する長期金銭債務	587百万円
5. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	1,439,627百万円
6. コミットメントライン契約関係	
機動的な運転資金確保のため、取引銀行9行とコミットメントライン契約を締結しています。	
コミットメントラインの総額	360,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	360,000百万円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
(1) 関係会社に対する売上高	1,828,680百万円
(2) 関係会社からの仕入高	614,019百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	95,367百万円

2. 投資有価証券売却益
政策保有株式の売却によるものです。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首 の 株 式 数	当 期 中 の 増 加 株 式 数	当 期 中 の 減 少 株 式 数	当 期 末 日 の 株 式 数
普 通 株 式	51,362,870株	33,318,596株	50,230,434株	34,451,032株
変動理由	(増加)	単元未満株式の買取請求		1,596株
		取締役会決議による自己株式の取得		33,317,000株
	(減少)	単元未満株式の売渡請求		85株
		譲渡制限付株式の付与		230,349株
		取締役会決議による自己株式の消却		50,000,000株

VII. 税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払費用等であり、評価性引当額を控除しています。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金です。
- 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理並びに開示を行っています。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

１．親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	住 所	資 本 金 又 は 出 資	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議決権等の 被所有割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
そ の 他 の 関 係 会 社	トヨタ 自動車(株)	愛知県 豊田市	百万円 635,402	自動車及び同 部 品 等 の 製 造 ・ 販 売	直接	当社製品の 販売 当社製品の 部品等の仕入	各種自動車部品 等の販売	1,162,244	売掛金	110,110
					間接 22.3				電子記録債権	32,339
					間接 0.0		各種自動車部品 等の仕入	91,021	買掛金	27,405

(注) １． 当社製品等の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定しています。

２． 当社製品の部品等の仕入については、提示された金額に基づき、毎期価格交渉のうえ決定しています。

２．子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	住 所	資 本 金 又 は 出 資	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議決権等の 所 有 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	アイシン 開発(株)	愛知県 刈谷市	百万円 456	建設・保険代 理業等	直接 70.5 間接 29.5	同社への土木 建設の発注他 役員の兼任	金銭消費貸借契 約に基づく取引	35,173	預り金	38,089
子会社	(株)アイシン 福井	福井県 越前市	百万円 2,057	自動車部品の 製造・販売	直接 81.3 間接 18.7	当社製品の 部品等の仕入 役員の兼任	金銭消費貸借契 約に基づく取引	34,240	預り金	35,168
子会社	(株)アドヴィ ックス	愛知県 刈谷市	百万円 12,209	自動車部品の 製造・販売	直接 51.1	当社製品の 販売 役員の兼任	金銭消費貸借契 約に基づく取引	135,655	短期貸付金 長期貸付金	41,732 79,849
子会社	アイシン・ ヨーロッパ(株)	ベルギー ブレーヌ ラルー市	千ユーロ 150,862	欧州地区にお ける当社子会 社の統括管 理、自動車部 品等の製造・ 販売	直接 100.0	当社製品の 販売	各種自動車部品 等の販売	190,303	売掛金	72,348
子会社	アイシン・ ホールディン グス・オブ・ アメリカ(株)	アメリカ 合衆国 インディ アナ州	千米ドル 449,557	北米地区にお ける当社子会 社の統括管 理	直接 100.0	同社への資金 の貸付	金銭消費貸借契 約に基づく取引	177,913	短期貸付金 長期貸付金	64,751 107,119

(注) １． 当社製品等の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定しています。

２． 金銭消費貸借契約に基づく貸付金・預り金の取引条件は、市場金利を勘案して決定しています。

３． 貸付金・預り金の取引金額は、期中の平均残高を記載しています。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

９．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

Ⅹ. １株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| １． １株当たり純資産額 | 1,620円05銭 |
| ２． １株当たり当期純利益 | 302円98銭 |

Ⅺ. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却)

連結注記表「Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年5月12日

株式会社アイシン
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 西 村 智 洋
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 黒 柳 康太郎
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 庭 田 竜之進
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイシンの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アイシン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社アイシン

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西村 智洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 黒柳 康太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 庭田 竜之進

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイシンの2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社アイシン 監査役会

常 勤 監 査 役 三 矢 誠
常 勤 監 査 役 加 藤 清 美

社 外 監 査 役 上 田 純 子
社 外 監 査 役 柏 木 勝 広

以 上